



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2018年2月

No.33

特集

子どものための養育費 その3 ～養育費の手続きについて～

これまで2号に渡って、子どもの為の養育費として、基礎的な知識や確保の方法について紹介してきました。そこで今回は、養育費が支払われなくなった場合などに、とても重要になってくる、養育費の内容を定めた書面の種類やその違い、特徴などをご紹介しますと思います。



■合意内容は書面にする。

養育費を確保するには、合意内容を口約束ではなく書面に残しておくことが重要です（できれば、「公正証書」にするのがいいでしょう）。口約束で決めてしまった場合、約束の内容があいまいになってしまい、争いが生じたり支払ってもらうことが難しくなってきます。

また、作成した書面の種類によって、履行の効果が変わってきます。そこで、次に書面の種類をご紹介します。

■書面の種類

1. 私的書面

夫婦だけで作成した「離婚協議書・子どもの養育に関する合意書・一筆・念書」などです。私的書面だと養育費が支払われなかった場合、**強制執行^{*1}**の対象にはならないため、調停などを申し立てる必要があります。そのため、私的書面で取決めた場合は、合意内容をもとに公証役場で公正証書にしておくことが望ましいです。

2. 公正証書

国の機関である公証人が作成する公文書で、当事者の合意内容を公に証明する書面です。中立公正な立場である公証人が作成する公文書であり、高い証拠、証明力があります。さらに、公正証書に強制執行認諾条項をつけておけば、訴訟等を起こさなくても、強制執行ができます。

3. 調停調書

調停^{*2}で養育費の金額や支払い方法について合意ができたときに、家庭裁判所で調停調書が作成されます。養育費が支払われなかった時には、強制執行や、強制執行前に履行勧告（義務者に対して支払うよう勧告する）の申出ができます。

※1 強制執行：養育費支払いの約束が守られないとき、法的な強制力で給料や預金などの資産や財産を回収・換金するための手続きです。また、滞納額に加え、将来の分も請求できる場合があります。

※2 調停：夫婦間で離婚の話し合いができないとき、進まないとき等に、裁判所に間に入ってもらう、離婚するかどうかや、その条件等を話し合う手続きです。

《公正証書について 公証役場一覧》

長崎地方法務局 公証役場一覧（長崎県には、長崎市・諫早市・島原市・佐世保市にあります。）

<http://houmukyoku.moj.go.jp/nagasaki/table/kousyou/all.html>

《養育費請求調停等について》

長崎家庭裁判所 http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_07_07/index.html

【公正証書と調停証書の違いや特徴】

	公正証書（養育費）	調停調書（養育費）
どんな時に	双方で金銭給付について話がまとまっているが、確実に支払ってもらうための保証が欲しい場合。	双方で話し合いが成立しない場合・できない場合。 また話し合いができていても、合意内容を明確にしたいとき。
作成場所	公証役場（全国に300か所）	家庭裁判所
作成に関わる人	公証人、当事者 ※当事者二人で公証役場に行く必要があります。代理人や委任状では原則として認められません。	裁判官、調停委員、書記官、当事者。
準備する書類	双方の戸籍謄本・協議内容を書いた書面。	双方の戸籍謄本・申立書など。
費用（手数料）	5,000円～20,000円程度 ※目的の価額（10年分の養育費額）に応じて手数料が決まっています。	1,200円×子どもの数。
作成期間	1か月程度 ※まずは協議内容を公証人に示し、公正証書を作成してもらい、内容を確認するなどの作業があります。	数か月 ※通常1か月に1回程度の割合で3回～5回程度かかります。
履行確保方法	強制執行（地方裁判所） ※強制執行認諾条項が必要です。	履行勧告（家庭裁判所） 強制執行（地方裁判所）

◆「エールながさき」弁護士による養育費等の無料法律相談（おひとり30分・父子家庭も対象）



毎月第3水曜日：午後1～4時（要事前予約。日程が合わない時はご相談ください。）

まずはお電話いただき、相談内容をお伺いした上でご予約いただきます。また、お仕事や遠方で来所できない方のために電話相談も行っています。

【予約申込】電話：095-813-0800

月曜日～金曜日（祝日除く）：午前10時～午後6時

■まとめ

離婚を考えた時、その前後の短期間に、養育費の問題に限らず、親権や財産分与や就業や住まい、子どもの教育の問題など、数多くのことを決定・処理しなければなりません。そのため、養育費の取り決めに多くの時間を割くのは難しいかもしれません。しかし、養育費の支払いは、長い年月継続するもので子どもの成長を支えるためとても大切なものです。諦めず、抱え込まず、相談機関や専門家に相談してみましよう。私たち「エールながさき」も応援します！！

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <http://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき